

議事1) 大型車両を取り巻く課題に対する 令和3年度の活動計画(案)

<第13回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(書面開催)>

令和3年7月15日(月)～7月29日(木)

<目次>

1. 関東地域の課題と今年度の対策方針
2. 広報の目的等
3. 令和3年度の広報の取組み
4. 特に注力する取組み
5. 新たな取組み
6. 継続的な取組み

1. 関東地域の課題と今年度の対策方針

関東地域における大型車通行の適正化に関する課題の再確認と、その対策について整理した。

継続的に対策を実施する必要がある課題			
広報 対応	取締 対応	迅速化 対応	課 題
1-①			社会一般を含めた特車制度の周知
1-②			協会等非加盟事業者に対する広報手段
2-①			違反車両の交通安全対策
3-①	3-①		荷主の法令遵守に向けた対策
		4-①	特車申請の許可期間短縮

1. 関東地域の課題と今年度の対策方針

課題	
広報対応	1-① 社会一般も含めた特車制度の周知 (社会一般の認知度は例年4割程度に留まっているため継続的な周知が必要。)



課題への対応(案)		
	対象者	取組内容
広報対応	社会一般	<ul style="list-style-type: none">ラジオCM(複数局)による幅広いターゲットへの広報実施連絡協議会ホームページ上に啓発動画及び新たな特殊車両の塗り絵を掲載特車総合ツイッターでの広報実施連絡協議会委員によるチラシ・ポスターの一斉掲示
	運送事業者 (協会加盟社)	<ul style="list-style-type: none">連絡協議会委員(関係企業団体)が発行するメルマガ、機関紙等への寄稿工事現場等でのポスター展開

※赤文字はR3年度の新たな取組み

1. 関東地域の課題と今年度の対策方針


課題	
広報対応	1-② 協会等非加盟事業者に対する広報手段 (協会等に加盟していない事業者(白ナンバー)等については、直接的な広報手段がないことから、接点が生じる可能性のある場面で随時広報を発信していくことが必要)



課題への対応(案)		
広報対応	対象者	取組内容
	協会等非加盟事業者	<ul style="list-style-type: none">特殊車両の製造メーカー(クレーン)にチラシ等を配布ラジオCM(複数局)による広報実施運行管理者指導講習資料へのチラシ掲載工事現場等でのポスター展開

※赤文字はR3年度の新たな取組み

1. 関東地域の課題と今年度の対策方針

		課	題
広報対応	2-①	違反車両の交通安全対策 ※H30年9月に千葉県内で重量オーバーの特殊車両(無許可)による死亡事故発生	
		 <p>事故現場写真</p>	



課題への対応(案)

広報対応	対象者	取組内容
	荷主・運送事業者及び大型車ドライバー/クレーンオペレータ	<ul style="list-style-type: none"> 警察や全日本トラック協会が実施する大型車両の交通事故防止対策運動等に対して、連絡協議会委員(警察及び運送事業者関連等)による大型車両の交通安全対策の取組内容(チラシ)の検討

事業用貨物自動車の死亡事故件数

地域	H30	R1	R2
東京都	15	12	16
埼玉県	22	15	12
神奈川県	10	15	11
千葉県	13	16	4

出典:(公社)全日本トラック協会
「2020年/2019年/2018年1~12月の交通事故統計分析結果~発生地別~」

1. 関東地域の課題と今年度の対策方針

課 題			
広 報 対 応	取 締 対 応	3-①	荷主の法令遵守に向けた対策 (特車制度の遵守は運送事業者の努力のみでは実現できないことから荷主の協力・理解が必要)



課題への対応(案)		
	対象者	取組内容
広 報 対 応	荷 主	<ul style="list-style-type: none"> 荷主団体に対して説明会を開催 (または、)荷主団体を通じて啓発資料・チラシ等を会員企業へ配布 荷主団体が発行するメルマガ、機関紙等へのチラシ等の掲載 自治体等の工事発注部署へ特車制度の認知度調査や工事受注者への指導状況を確認
取 締 対 応	運送事業者 を介した 荷主対策	<ul style="list-style-type: none"> 車両制限令違反の現地取締時にドライバーに対して積載貨物及び荷主名聴取の協力を依頼 特車申請時に申請書への荷主名記載の協力依頼 (荷主と申請者との関係と証する書面を提出:契約書や輸送依頼書等)

※赤文字はR3年度の新たな取組み

1. 関東地域の課題と今年度の対策方針

		課 題	
迅速化対応	4-①	特車申請の許可期間短縮 (迅速化の取組の推進により一定程度、申請から許可までの期間が短縮化されたが更なる短縮化が必要)	■ 審査日数の推移



課題への対応(案)		
	対象者	取組内容
迅速化対応	道路管理者及び申請者	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に通行許可迅速化検討部会を設置し、迅速化の課題に対する意見交換を実施してきたが、今年度は新たな通行制度に関する情報提供を中心に、その他申請者の申請書不備による差し戻し削減や道路情報便覧収録の促進について意見交換を実施予定
	道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 個別協議の期間短縮や審査内容の統一化等について意見交換

2. 広報の目的等

関東地域連絡協議会は平成27年度の設立当初より、取組みの一体感や継続性、浸透を図るため、統一キャッチコピー及びイメージを繰り返し用いて、各種広報活動を行っている。

連絡協議会が目指す広報

老朽化が進む道路をこれ以上傷めないよう、
重量超過車両の走行を抑止すること。

統一キャッチコピー(主)
(ポジティブ)



重量守り、道路を守ろう。

統一キャッチコピー(副)
(ネガティブ)



重量超過、道路劣化。

統一イメージ
(劇画風タイヤイラスト)



3. 令和3年度の広報の取組み

今年度の広報の取組について下表のとおり案を提示する。

対象者	NO	実施項目	実施内容	実施主体
荷主	①	荷主への啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 車両制限令違反等の実績やトラック・クレーン事業者からの意見を踏まえて昨年度選定した建設業界の荷主団体に対して、説明会等による啓発活動を実施する。 ✓ 昨年度のアンケート調査結果を踏まえ深堀調査を行う。 	事務局
	②	荷主メルマガ・機関紙等掲載	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 説明会等の実施が困難な場合、メルマガや機関紙等へ連絡協議会チラシを掲載頂き、幅広く荷主へ展開する。 	事務局
	③	工事発注部署への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体等の工事発注部署に対して、特車制度に関する認知度や工事受注者への指導状況を把握する。 	事務局
社会一般	④	ラジオCM	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 広報効果が確認されたラジオCMを複数局にて実施する。 	事務局
	⑤	啓発動画・特車塗り絵公開	<ul style="list-style-type: none"> ✓ イベント活動の代替として啓発動画及び特車の塗り絵を連絡協議会HPで公開する。 	事務局
大型車ドライバー クレーンオペレータ	⑥	クレーンオペレータ等への啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ✓ クレーンオペレータの法定講習等を活用し、チラシ配布やアンケートを実施する。 	全ク協事務局
	⑦	運行管理者指導講習資料へのチラシ掲載	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関東運輸局が作成・配布する「運行管理者指導講習資料」に連絡協議会チラシを掲載頂く。 	関東運輸局
運送事業者 (協会非加盟社)	⑧	特車製造メーカーへの啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特殊車両の製造メーカーに特車制度を周知するチラシ等の配布を依頼する。(対象:東京都、埼玉県、千葉県エリア) 	事務局
運送事業者 (協会加盟社)	⑨	メルマガ・機関紙掲載	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 連絡協議会委員(関係企業団体)が発行するメルマガ・機関紙に連絡協議会の活動をPRする記事を掲載頂く。 	トラ協・全ク協事務局
全体	⑩	特車総合ツイッター	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 継続的に情報発信を行う。 	事務局
	⑪	連絡協議会ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 掲載内容の充実化を図る。 	事務局
	⑫	工事現場等でのポスター展開	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 工事安全対策協議会を通じて工事現場等での啓発ポスターの掲示依頼を行う。 	事務局
	⑬	チラシ・ポスターの一斉掲示	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大型車通行適正化推進月間や重点広報期間において、各員の所管場所において啓発チラシ・ポスターの掲示を行う。 	全委員

【凡例】 特に注力する取組 新規の取組 継続的な取組

4. 特に注力する取組み

今年度、特に注力していく取組内容は以下のとおりである。

【荷主を重点啓発対象者とし、業界団体を通じて啓発を実施する】

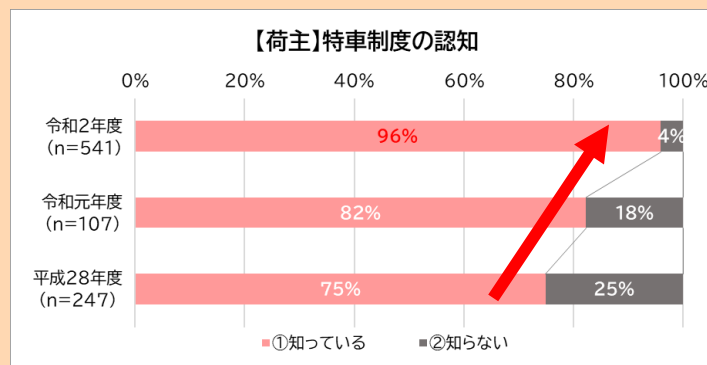
①荷主への啓発活動

②荷主メルマガ・機関紙等掲載

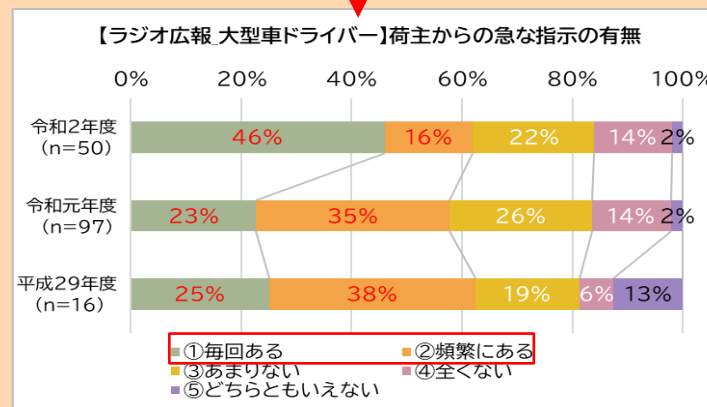
- ▶ 建設業界の荷主団体に対して、昨年度に引き続き特車制度を周知する説明会開催に向けたアプローチを行う。
- ▶ 昨年度のアンケート調査結果を踏まえ、特車制度に関する荷主の理解度を深堀調査する。

過年度の荷主啓発活動状況(延べ件数)

年度	主な啓発先	啓発団体数
H27	(一社)日本経済団体連合会、 (一社)日本鉄鋼連盟	2
H28	(一社)日本機械工業連合会、 石油化学工業協会等	5
H29	(一社)日本機械工業連合会	1
H30	(一社)東京建設業協会、 (一社)日本鉄リサイクル工業会等	8
R1	(一社)日本建設機械レンタル協会神奈川支部	1
R2	建設産業専門団体関東地区連合会、 (一社)日本建設業連合会関東支部等	8
	合計	25



相対する回答



特車制度に関する荷主の理解度を深堀調査

4. 特に注力する取組み

【①荷主への啓発活動】

【参考】昨年度の啓発対象荷主の選定方法

各トラック協会、
全国クレーン建設業協会(各支部)へ
のヒアリング結果から選定

対象を拡大せず、引き続き「建設・
建築業界」と「産業廃棄物関連の荷
主」を対象とすべき。

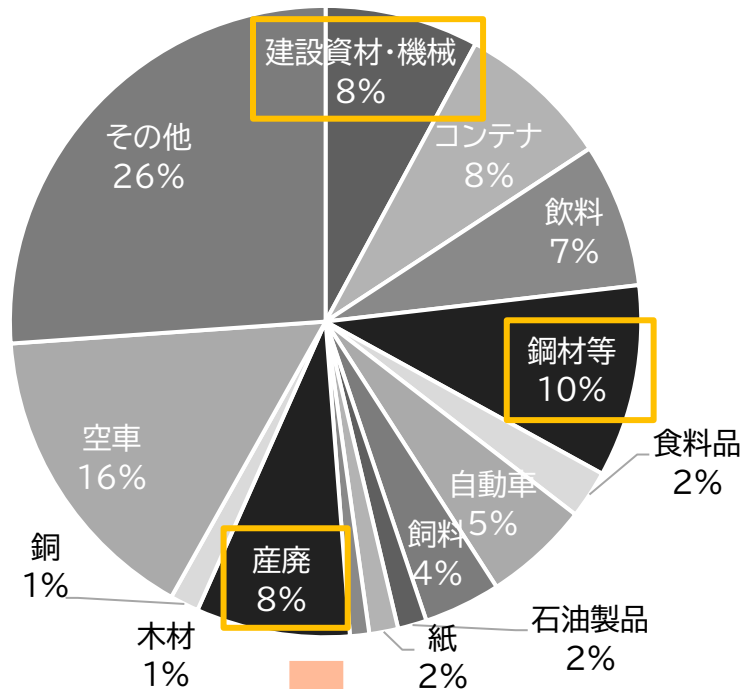
昨年度荷主(建設業協会)に
実施したアンケート結果から選定

経路によっては最大積載量まで積
載できないことや荷主勧告制度等
の認知度が低めであったため、継
続的な周知が必要。

産業廃棄物

建設・建築業界の荷主団体(発注者)に対して継続して啓発を実施

【R1】関東地整管内現地取締違反車両の積荷別台数割合



▶荷主業界団体が発行するメルマガや機関紙等を通じて啓発活動を実施。

【過年度の実施例】

公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会
RESOURCE CIRCULATION KANAGAWA

HOME サイトマップ

協会からのお知らせ 行政からのお知らせ 関係団体からのお知らせ 協会概要 講習会のご案内 よくある問い合わせ

関係団体からののお知らせ

協会からのお知らせ	12月
行政からのお知らせ	2020年12月21日 省エネDIYで家をエコ&快適に（かながわ地球環境保全推進協議会）（2020/12/4付）
関係団体からのお知らせ	2020年12月21日 年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について（全国産業資源循環連合会）（2020/12/15付）
	2020年12月21日 議員ビデオ会議型臨時定例議会の開催について（日本産業廃棄物処理振興センター）（2020/12/15付）
	2020年12月21日 てき丸君News第74号が発行されました（全国産業資源循環連合会）（2020/12/16付）
	2020年12月7日 てき丸君ニュース2020年11月号（全国産業資源循環連合会）（2020/11/26付）
	2020年12月7日 令和2年度安全衛生教育促進運動の実施に伴う協力のお問い合わせについて（全国産業資源循環連合会）（2020/11/27付）
	2020年12月7日 新型コロナウイルス感染症に関する職場における一層の対策強化について（全国産業資源循環連合会）（2020/11/27付）
	2020年12月7日 大型車両の通行適正化に関する啓発活動への協力について（大型車適正化に向けた関東地方連絡協議会）（2020/11/30付）

（出典）（一社）神奈川県産業資源循環協会様ホームページ

神奈川県建設業協会

HOME 協会概要 試験・研修・セミナー お問い合わせ リンク 会員専用

会員専用

新着情報

- 2020年 (17)
- 2019年 (25)
- 2018年 (21)
- 2017年 (26)
- 2016年 (25)
- 2015年 (27)
- 2014年 (36)
- 2013年 (6)

協会日誌

各種助成制度

会員の異動

アンケート

新着情報

会員各位宛て提供情報について

会員各位宛て送付文

1 大型車両の通行適正化に関する啓発活動への協力について
関東地方連絡協議会事務局（事務局 関東地方整備局道路部交通対策課）では、深刻な道路の老朽化問題への対策として様々な啓発活動を行っておりますが、重量超過車両の走行が後を絶たない状況が続いております。
この度、関東地方整備局道路部交通対策課より調査委託を受けた、（公財）日本道路交通情報センターから、当会に対し大型通行適正化に伴うアンケート調査について、協力の依頼がありましたので、調査へのご協力の方、よろしくお願ひ申し上げます。

○回答期限：令和2年12月11日（金）
○回答先はこちら
○対象：工事に携わる主任・監理技術者、工事主任、現場代理人

【依頼文等】

- ・大型車両の通行適正化に関する啓発活動への協力について
- （事務局：関東地方整備局道路部交通対策課）
- ・運ばない、運ばせない、重量違反（チラシ）

（出典）（一社）神奈川県建設業協会様ホームページ

5. 新たな取組み

今年度、新たに企画する取組内容は以下のとおりである。

【新たな取組を通じて、対象者に更なるアプローチを実施】

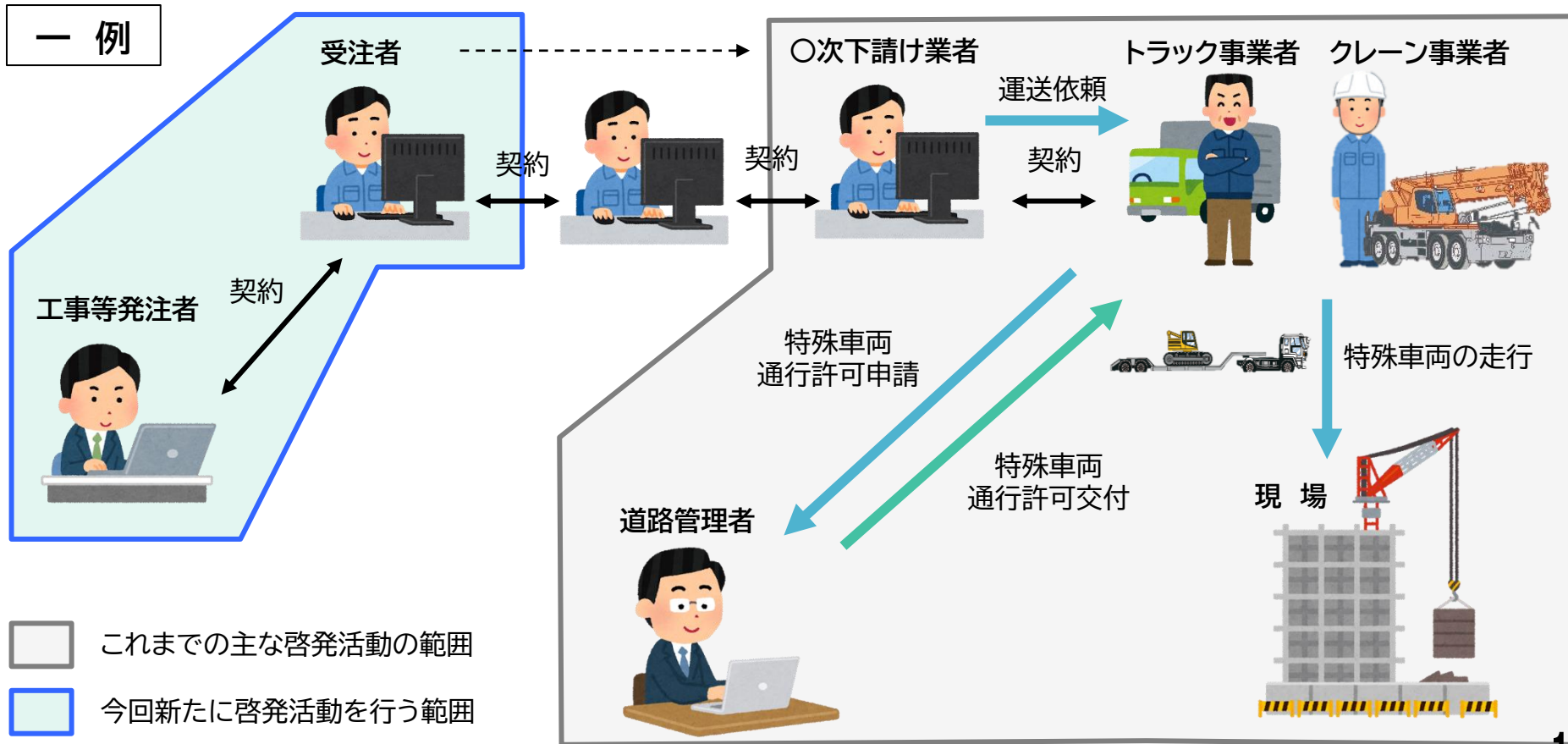
③工事発注部署への啓発

④ラジオCM(複数局展開)

⑤啓発動画・特車塗り絵をホームページ上で公開

⑫工事現場等でのポスター展開

- ▶ 特殊車両の適正走行に向けて、自治体等の工事発注部署における特車制度の認知状況を把握すると共に、工事受注者への指導状況等を確認し、法令遵守に資する好事例を共有する。



- ▶ 例年NACK5単独で実施していたが、更に幅広いターゲットに訴求するため、複数局からのCM提供を実施。

【今年度の実施予定】

10月の「大型車通行適正化推進月間」において、40秒のラジオCMを複数局(AM局及びFM局)から放送する。

【令和3年10月】

日	月	火	水	木	金	土
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6

【CM放送日程】

10月29日(金)、30日(土)、31日(日)を予定

【推定聴取人口】

約220万人(※3局から16本放送した場合)

R3広報テーマ

- 荷主に向けたメッセージを打ち出しつつ、大型車通行適正化の原点に立ち返り、今一度『重量オーバーの大型車両が道路の劣化(ダメージ)に大きな影響を与えていること』を強くアピールする。
- より強く印象付けるため、訴求するワードは強めの表現を用いて、1度聞いただけでCMの主旨が伝わるようにアピールする。

【参考:昨年度のCM内容】

SE

♪(道路の音:走行音など=臨場感、現場感)

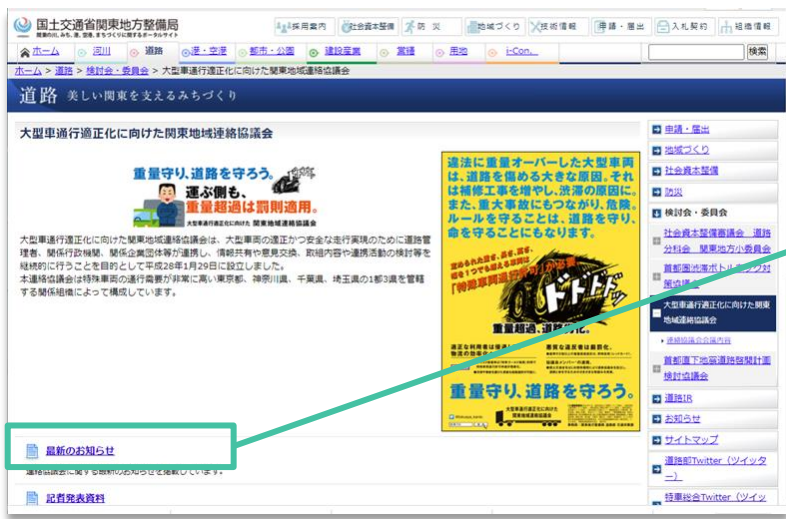
(女性アナ)

みなさんご存じですか。
重量オーバーが荷主からの指示だと、荷主も罰せられるんですよ。
トラック事業者へのアンケートによると、荷主からの指示で、急な積荷の変更や増量をすることが多くなっています。
定められた重量を超えるクルマを走らせる場合は、特殊車両通行許可をもらう必要があります。
道路を傷めないためにも、ルールは守りましょう。

Na(男性)

運ばない、運ばせない、重量違反。
「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」

- ▶ 連絡協議会委員主催のイベント参画の代替として、啓発動画及び特殊車両の塗り絵(新ver)を連絡協議会ホームページで公開する。
- ▶ 啓発動画の閲覧者等に対して、Webアンケート調査を実施する。



■新たな特殊車両の塗り絵



イベント参画の代替としてHPに掲載することにより、これから担う子供世代と20~40代の親世代に対しても広く知ってもらおう。

■啓発動画(3分程度に再編集)



- ▶ 工事安全対策協議会を通じて、各工事現場等において啓発ポスターの掲示依頼を行い、出入り関係業者、現場作業員まで大型車通行適正化の重要性を周知する。

工事現場をはじめ工事業者の支店、営業所等で展開

〇〇国道事務所
工事安全対策協議会

△△河川国道事務所
工事安全対策協議会



6. 継続的な取組み

継続的に今年度も実施する取組内容は以下のとおりである。

【複数媒体や異なる箇所で繰り返し実施することで啓発内容の浸透化を図る】

- ⑥ クレーンオペレータ等への啓発活動
- ⑦ 運行管理者指導講習資料へのチラシ掲載
- ⑧ 特車製造メーカーへの啓発活動
- ⑨ メルマガ・機関紙掲載
- ⑩ 特車総合ツイッター
- ⑪ 連絡協議会ホームページ
- ⑬ チラシ・ポスターの一斉掲示

- ▶ クレーンオペレータの法定講習時等において、今年度も継続的に特車制度の認知状況を把握するアンケートを実施する。

【平成30年度の実施状況】

(1年目)

重量部会、海上コンテナ部会の大型車ドライバーに対し、アンケートを実施（対象：特車ドライバー）

安全運転講習会において、アンケートを実施（対象：クレーンオペレータ）

【令和元年度の実施状況】

(2年目)

タンクトラック、セメント部会の大型車ドライバーに対し、アンケートを実施（対象：特車ドライバー）

安全運転講習会において、アンケートを実施（対象：クレーンオペレータ）

【令和2年度の実施状況】

(3年目)

安全運転講習会において、アンケート調査を実施（対象：クレーンオペレータ）

【令和3年度の実施予定】

(4年目)

安全運転講習会において、アンケート調査を実施（対象：クレーンオペレータ）

※クレーンオペレータが5年に一度受講する講習会のため、毎年受講者(アンケート回答者)は異なる。

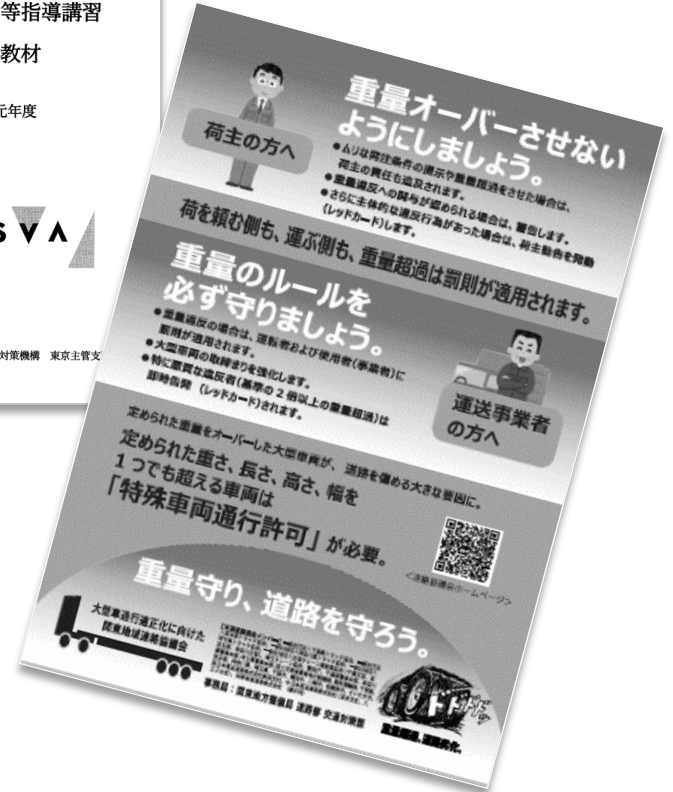
- ▶ 運行管理者指導講習資料等に連絡協議会のチラシを挿入(または添付)し、運行管理者へ特車制度の周知を行う。



整備管理者研修資料
 <2018年度下期~2019年度上期>



運行管理者等指導講習地方教材資料
 <2019年度下期~>



- ▶ 特殊車両を製造するメーカーに対して、販売した特殊車両の納車時にメーカー立ち合いのもと購入者へ通行条件の遵守に関する確認書を取り交わしていることを昨年度確認したため、併せて連絡協議会チラシの配布を依頼した。（神奈川県内クレーンメーカー）
- ▶ 今年度はエリアを拡大して、購入者への啓発チラシの配布依頼を行う。

【配布イメージ】



販売



納車

メーカーから直接
納車先へチラシを配布



ツイッターとHPの活用

- 委員の皆さまから、利用者が興味を引くような特殊車両の写真等の素材の提供を頂きながら、ツイッターによる発信情報の充実化に努める。
- 連絡協議会HPは、特殊車両通行許可制度に関する新たな施策等の情報が網羅された利用しやすいHPとして認知されるよう、内容の充実化を図る。



【特車総合ツイッター】

URL: https://twitter.com/tokusya_kanto



【連絡協議会ホームページ】

URL: <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000015.html>

